

「建築士サポートセンター」開設

建築基準法・建築物省エネ法改正に係る確認申請手続きをサポートします

令和4年6月公布の改正建築基準法・改正建築物省エネ法が、令和7年4月には全面施行を迎えます。

- ① 建築確認・検査手続きの審査特例（4号特例）制度の見直し
- ② 小規模木造建築物の壁量計算等の構造規定の見直し
- ③ 省エネ基準適合義務化

改正法の円滑な施行に向け、令和7年4月以降に建築確認手続きを予定している建築士等が、国土交通省ホームページの資料や解説動画を確認してもなお、添付図書や記載内容に不明な点がある場合に相談できる「建築士サポートセンター」を一般社団法人岐阜県建築士事務所協会に開設します。

建築士サポートセンターの概要

■サポート内容（対象の建築物は、建設地が岐阜県内のものに限りま。）

提出された申請図書一式*を事前に確認し、以下のサポートを行います。

※ サポート内容に応じた申請図書一式

確認申請書類等
構造関係書類等
省エネ関係書類等

1. 申請図書関係
 - ①新たに添付が必要となる図書等の種類と記載方法
 - ②完了検査時に提出が必要となる監理状況書類等の準備方法
2. 構造関係
 - ①壁量計算等の改正内容への対応
 - ②設計支援ツールの参照方法・使用方法
3. 省エネ関係
 - ①省エネ基準適合義務化への手続き、計画に応じた計算方法の採用
 - ②仕様基準によるチェック方法・記載方法
 - ③外皮計算シート・web プログラム等の支援ツールの参照先・入手方法
 - ④省エネ住宅ローン減税の申請書の記載方法

■注意事項

- ①申請図書一式を提出された場合のみサポートします。
- ②各基準への適合性は確認しません。図書、記載事項の過不足の確認・指摘・助言を行います。
- ③コンサル業務としての関与や、確認審査業務の一部を担うものではありません。
- ④建設地が他都道府県の場合は、建設地の「建築士サポートセンター」に相談してください。
- ⑤多くの方の相談に対応するためサポート回数は各建築士等につき1回のみとし、上限は概ね1時間程度とします。

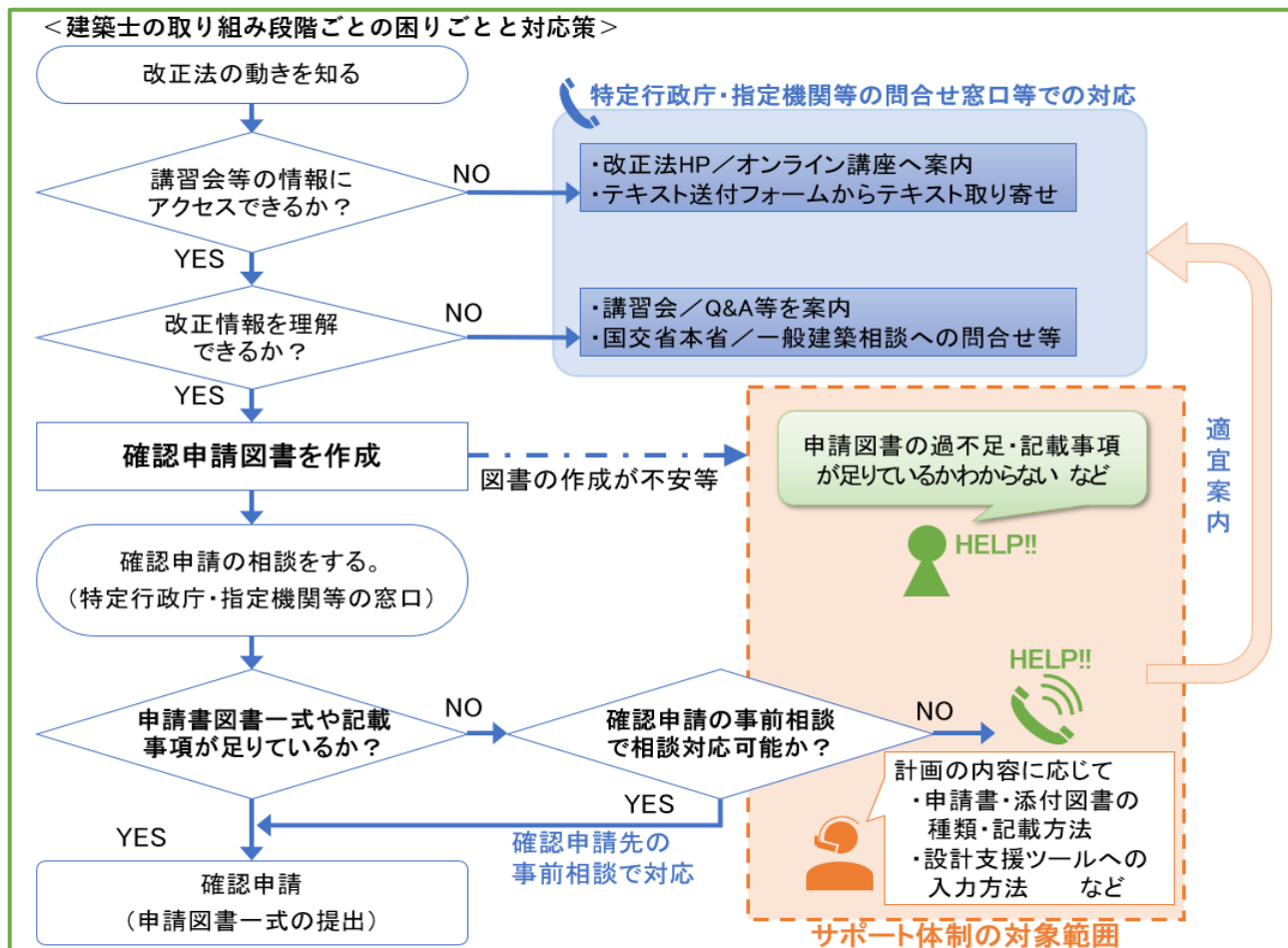
■サポート費用：無料（申込、設計図書に係る通信費・送料等は、申込者で負担ください。）

■サポート期間：令和7年1月6日（月）～令和7年3月31日（月）

■サポートセンターご案内：<https://gaaf.or.jp/archives/26442645.html>



■サポートの対象範囲・内容のイメージ  部分が建築士サポートセンターの対応範囲



■サポートの流れ

ステップ1 事務局にサポートを申込

申込書・申請図書一式（申請書・図面等）を事務局にご提出ください。

提出方法：持参・郵送・メール（データはPDFでお願いします。CADデータ不可）

サポート対象の判断

- 国の予算の範囲内で実施するため、お待たせする又はお断りする場合があります
- 提出された資料は、原則としてお返ししません。持参の場合も後日対応します
- ※サポート対象範囲外（申請図書一式なし等）の場合、電話対応のみとなります

ステップ2 サポート員決定・サポート員が申請図書一式をあらかじめ確認

事務局又はサポート員から申込者に連絡し、サポートを行う日程・場所の調整を行います。

ステップ3 サポート員によるサポート

提出された申請書類一式についてサポート員がサポート（助言、指摘等）を行います。

- 対面サポートの会場：岐阜県建築士事務所協会又はサポート員の指定する会場
- オンラインサポートの方法：zoom又はサポート員の指定する方法

■サポート申込方法

別紙「申込書」・申請図書一式を持参・郵送・メール（PDF）で下記事務局へご提出ください。（持参の場合も後日の対応になります）

■事務局 一般社団法人岐阜県建築士事務所協会 〒500-8358 岐阜市六条南2-13-2
TEL058-277-9211 FAX058-277-9212 E-mail gaaf05@gaaf.or.jp
ホームページ <https://gaaf.or.jp/>